

年 月 日

様

長洲町長

印

教育・保育給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により認定の取消しを行いましたので、通知いたします。

つきましては、下記のとおり支給認定証を返還してください。

子どもの氏名 及び生年月日	年 月 日生
支給認定証番号	
支給認定証を返還する 必要がある理由	
支給認定証の返還先	
支給認定証の 返 還 期 限	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長洲町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、長洲町（訴訟において長洲町を代表する者は長洲町長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	